

平成21年度保育所入所者を募集します！ ●住民課福祉班 ☎78-3111 (116)

■入所実施方針／保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が、その監護すべき児童の保護養育等が困難な場合で、保育の実施基準に基づき決定します。

■募集定員／津奈木保育園90名、津南保育園90名 ※他市町村の保育所へも入所できますが、協議が必要ですので、詳しくは役場窓口へお尋ねください！

■入所資格／津奈木町に住所を有し、入所実施基準に該当する児童

■入所申請受付期間／平成20年12月1日（月）から平成21年1月23日（金）

■入所手続／入所申込書の他、各添付書類（役場窓口、各保育所備付）を役場住民課福祉班、又は各保育所へ提出してください。

※給与所得、確定申告を行っておられる方は、源泉徴収表の写し、確定申告書の写しが必要となりますので申込書に添付ください。また、平成20年1月1日に本町に住所がなかった方は、前住所地の役所税務課等において、平成20年度課税台帳記載事項証明又は所得証明を請求され申込書に添付して下さい。

※なお、保護者面接調査につきましては、平成21年2月に実施予定です。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について

選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で選挙資格を調査し、農業委員選挙人名簿の調製を行っています。本年も「登載申請書」を自治区長を通じて配布しますので、登載申請される方は、自治区長へは平成21年1月7日（水）まで、農業委員会へは平成21年1月9日（金）までに提出してください。

●問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎78-3111 (251・252)

◆有権者資格

平成21年3月31日現在で満20歳以上で次に該当する方です。

- ①10アール以上の農地を耕作経営している方
- ② ①の同居親族又はその配偶者で耕作従事日数が年間おおむね60日以上ある方

年金に関するお知らせ

国民年金への届出を忘れずに

国民年金の加入の種別は職業等によって変更になることがあります。種別が変わっても、きちんと届け出をしていれば、加入記録はつながっていきますので、忘れずに届け出ましょう。

【国民年金の種別】

種 別	加入する人	加入・変更の手続
第1号被保険者	自営業・学生など（20歳以上60歳未満）	お住まいの市区町村に届け出ます。
第2号被保険者	会社員・公務員（65歳未満）	勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）	配偶者の勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
任意加入被保険者	日本国籍で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人・老齢（退職）年金を受けられる60歳未満の人・日本国内に住む60歳以上65歳未満の人	お住まいの市区町村に届け出ます。

以下のような場合に、届け出忘れが多く見られますのでご注意ください。

□退職するとき／厚生年金保険（以下、厚生年金）に加入していた第2号被保険者は、第1号被保険者に変更となります。扶養されている配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、あわせて届け出てください。

□65歳以上の会社員に扶養されている配偶者／厚生年金には70歳になるまで加入しますが、65歳以上で老齢厚生年金などの受給権がある人は国民年金の第2号被保険者となりません。そのためにその人に扶養されている配偶者は第3号被保険者ではなく第1号被保険者となるので、届け出が必要です。

□第1号被保険者の変更届／住所や氏名が変更になったときも、届け出が必要です。

12月社会保険出張相談日 11日（木）水俣市もやい直しセンター、25日（木）芦北町役場

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、役場住民課住民班 ☎78-3111 (115)